

改正

平成30年3月16日告示第30号
平成31年3月15日告示第38号
令和2年3月19日告示第45号
令和3年3月31日告示第86号
令和4年3月31日告示第70号

浜田市起業等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内において起業又は事業承継（以下「起業等」という。）をする者に対し、その起業等に要する費用の一部を補助することにより、市内における起業等を促進するとともに、地域資源の活用を推進し、もって産業の振興を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定により開業等の届出書（以下「開業届出書」という。）を提出し、又は新たに法人を設立することをいう。
- (2) 事業承継 法人又は事業を営んでいる個人から事業譲渡により事業を承継すること（3親等内の親族から承継するものを除く。）をいう。
- (3) 地域資源 浜田市地域資源活用推進条例（平成28年浜田市条例第8号）第2条第1号アからウまでのいずれかに該当するものをいう。
- (4) 特定創業支援 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の規定により認定を受けた浜田市創業支援等事業計画に基づき、市、商工団体等が実施する創業支援をいう。
- (5) 若者 第7条に規定する交付申請をする日（以下「申請日」という。）において39歳以下の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請日において市内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域資源を活用し、市内において起業等をしようとする者
- (2) 特定創業支援を受けている者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助要件)

第4条 補助の対象となる起業等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当しないこと。

- (2) 営業日数が週4日未満でないこと。
- (3) フランチャイズ店（他の法人等が所有する特定の商標、商号その他の営業の象徴となる標識を使用し、その対価として当該法人等に対し金銭を支払うことにより事業を行う店舗をいう。）、支店等として起業等をするものでないこと。
- (4) 浜田市起業計画認定審査会において起業等の計画の認定を受けていること。
- (5) 国、県又は市から他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業等に伴う経費であって次の各号に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 店舗等の改修費
- (2) 備品購入費
- (3) 広告宣伝費
- (4) その他市長が必要と認める経費

（補助金額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、20万円（補助対象者（法人その他の団体にあつては、その代表者）が女性又は若者である場合は、30万円）を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、起業等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 浜田市起業等計画認定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、補助の可否を決定し、起業等支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、起業等支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに起業等支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等
- (3) 開業届出書、法人設立届出書その他これらに準ずる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交

付すべき補助金の額を確定し、起業等支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、起業等支援事業補助金交付請求書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（遂行状況の報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から3年間、半期ごとに、当該補助事業の遂行状況、効果等を、毎年10月30日又は4月30日までに起業等支援事業補助金遂行状況報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年3月9日から施行する。

附 則（平成30年3月16日告示第30号）

この告示は、平成30年3月16日から施行する。

附 則（平成31年3月15日告示第38号）

この告示は、平成31年3月15日から施行する。

附 則（令和2年3月19日告示第45号）

この告示は、令和2年3月19日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定（「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める部分に限る。）は、同年3月31日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年3月31日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。